

寄付したお金の最大約 50%が控除されます。

寄附に伴う税制上の優遇措置

2018年5月9日付けでプール・ボランティアは『認定NPO法人プール・ボランティア』になりました。
当法人への寄付金は、[確定申告をすることによって寄付金控除を受けることができます。](#)

※大阪市指令市民NPO第18001号/平成30年(2018年)5月9日

※大阪府条例指定特定非営利活動法人(4号条例指定NPO法人)男女府第1798号/平成29年(2017年)11月13日

■法人が、認定NPO法人に対して寄附をした場合

一般の寄附金損金算入額と合わせて、下記の計算式の額まで損金にすることができます。

つまり、通常のNPO法人に寄附をした場合に損金にならなかった金額が損金の扱いになる可能性があります。

$$\text{計算式【資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%】 \times 1/2$$

■個人が、認定NPO法人に対して寄附をした場合

個人が認定NPO法人に寄附をした場合は、下記のうちどちらかメリットの大きい寄附金控除を選択できます。

【所得控除】

$$(\text{寄附金総額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税額}$$

(注)寄附金の額の合計額は総所得金額の40%相当額が限度です。

or

【税額控除】

$$(\text{寄附金総額} - 2,000\text{円}) \times 40\%$$

(注1)寄附金の額の合計額は総所得金額の40%相当額が限度です。

(注2)税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

いずれかにプラス 

大阪市内にお住まいの方は下記の金額が個人住民税から控除されます。

$$\text{住民税} (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 8\%$$

大阪府内にお住まいの方は、下記の金額が個人住民税から控除されます。

$$\text{住民税} (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 2\%$$

(注1)寄附金の額の合計額は、総所得金額の30%相当額が限度です

合わせて最大 50%

■注意点

※寄附金領収書に記載されている住所とお名前が間違っていると確定申告をすることができません。お引越し、ご結婚などで変更があった場合は最新のものをお知らせください。入金された日を寄付日として取り扱います。

※控除を受けるには、最寄りの税務署にて確定申告が必要です。その際、当団体が発行する領収証を申告書に添付する必要があります。(年末調整ではできません)

※府民税の税額控除については、市区町村により条件が異なる場合があります。

※詳しい税の控除に関しては最寄りの税務署へご相談もしくは、国税庁ホームページをご確認ください。

■控除を受けるには

- ①1月～2月 「寄付金受領書」を受け取る
毎年12月末締めで1年分まとめて登録されたご住所に郵送いたします。
- ②2月中旬～3月中旬 確定申告書を作成・提出する
確定申告書を税務署(国税庁WEBサイト)で作成し、「寄付金受領書」を添付して税務署に提出します。
- ③4月頃 還付金を受け取る
国税還付金として指定の銀行口座に振り込まれます。
地方税は、翌年度の地方税分から控除されます。

【大阪マラソンのチャリティランナーとして寄付した場合の例】	
※初期寄付金 20,000 円と目標達成寄付金額(最低 50,000 円)合計 70,000 円を寄付した場合	
●大阪市民の場合(約 50%が控除されます)	
(20,000 円+50,000 円) - 2,000 円 × 40%(国税分)=27,200 円	
(20,000 円+50,000 円) - 2,000 円 × 10%(地方税分)=6,800 円、	
※70,000 円の寄付金のうち最大 34,000 円が戻ってくる!	
●大阪市外で大阪府民の場合	
(20,000 円+50,000 円) - 2,000 円 × 40%(国税分)=27,200 円	
(20,000 円+50,000 円) - 2,000 円 × 2%(地方税分)=1,360 円	
※70,000 円の寄付金のうち最大 28,560 円が戻ってくる!	
●大阪府民以外の場合	
(20,000 円+50,000 円) - 2,000 円 × 40%(国税分)=27,200 円	
※70,000 円の寄付金のうち最大 27,200 円が戻ってくる!	

※詳しい税の控除に関しては最寄りの税務署へご相談もしくは、国税庁ホームページをご確認ください。

